第 17 回個人線量モニタリング指針検討会議事録

1.開催日時:平成26年9月5日(金) 9:30~12:05

2. 開催場所 : 日本電気協会 4階A会議室

3.参加者(順不同,敬称略)

出席委員:川西主査(日本原電),高田副主査(原子力研究開発機構),天野(東北電力),川島 (東芝 電力システム社),大井(原子力研究開発機構),小野寺(電源開発),加藤 (日立アロカ),岸本(北陸電力),熊谷(中国電力),吉林(中部電力),我妻(日本 原燃),福田(千代田テクノル),山口(日本原電),齋藤(産総研),荒巻(関西電力),

吉野(北海道電力),大野(四国電力),本多(放射線計測協会) (計18名)

代理出席者: (計0名)

常時参加者: (計0名)

欠 席 委 員:尾田(東京電力),石倉(富士電機),山口(九州電力) (計3名)

事務局:富澤(日本電気協会) (計1名)

4.配付資料

資料 17-1 委員名簿

資料 17-2 第 16 回個人線量モニタリング指針検討会議事録 (案)

資料 17-3 原子力発電所 個人線量モニタリング指針 JEAG4610-2009 の改定について(中間報告案) (PPT)

資料 17-4 JEAG4610「個人線量モニタリング指針」の改定案に対する分科会委員からのご意見・コメント整理表

資料 17-5 個人線量モニタリング指針改定前後比較表(案)

資料 17-6 事故調報告書等 対応事項抽出事項を踏まえた指針改定対応案整理表(様式改定版)

参考資料-1 第13回 放射線管理分科会 議事録(案)

参考資料-2 内部被ばくの線量評価に係る調査レベルの適用について

5.議事

(1)会議定足数などの確認

委員 18 名の出席であり,検討会決議に必要な条件(委員総数(21名)の3分の2以上の出席)を満たした。

前回議事録については、正式な議事録とすることで承認された。

(2) 原子力発電所 個人線量モニタリング指針 JEAG4610-2009 の改定について(中間報告案)(PPT) による第13回 放射線管理分科会への報告結果について

主査より,資料 17-3 に基づき,放射線管理分科会への検討状況の中間報告結果について説明があった。

また,前回(1月)の放射線管理分科会での報告の際,分科会委員から出されたご意見(厚生労働省 K8080)については,厚生労働省基発 810 号の誤りであり,分科会において,今回の改定にあたり必要事項を反映していることを報告した旨の説明があった。

(3) JEAG4610「個人線量モニタリング指針」の改定案に対する分科会委員からのご意見・コメント について

主査より,資料 17-4 及び参考資料-1 に基づき,今回の分科会で委員より出されたご意見・コメントについて説明があり,検討会の中でより分かり易くなるよう見直し対応していくことを確認した。

(主な質疑、コメントは下記のとおり)

・4.2 内部被ばくによる線量の測定(18/28 頁)については,解説4 - 8の外部被ばくとの関係もあり,(測定のところは)外部被ばく,内部被ばくと記載しても違和感がないことから,委員からの直接的には線量を測定していないというご意見・コメントに対応でき,線量を削除しても良いのではないかと思う。

担当委員で検討する。

- ・4.2.3 測定方法 (解説 4-8)関連の対応案については,体表面モニタに関するご質問であったが, 最終的に委員から反映する必要は無いとのご意見であったと認識しており,削除してはどうか。 記載の赤字については削除する。
- ・12/20 頁については,記録レベルについて記載しないということについては了解されたが,委員から出されたご意見は,「より分かり易くなるよう解説に記載して頂きたい」とのご意見であった。 ご意見の主旨を踏まえ,一部修正するということで,持ち帰り検討することとした。
- ・3.3.1 記録レベル (P13,解説 3-8)については,外部被ばくについてどう考えるか、記載したほうが良いかどうかを検討するよう意見があった。 担当委員で検討する。
- ・外部被ばくの検出限界が線量計によって大分違うが,検出限界をどう定義するか,相対誤差を考慮すると 100 µ Sv が妥当か否かということを,ここでそこまで記載する必要があるのか。数値としてはいくらでも記載できるが,もしもそこまで記載するのであれば,ここで明確化しておかないと混乱するのではないか。

今の意見を踏まえ,限定して記載することで良いのではないかと思う。

・20/28P(下から 7 行目)に , 語尾が「…望ましい」という表現はについて意見が出され , 持ち帰り 検討すると回答した。

放射線モニタリング指針も同様であるが , JEAG では「...望ましい」という表現を使っている。「...望ましい」という表現はあっても良いのではないか。

語尾の記載を限定すると,他の規格にも影響することとなるため,この語尾の記載を使用することとする。

- ・サーベイメータでの測定では「…することができる」という代替な測定方法もあるという記載もしている。沢山測定器が無い場合には代替で測定しても良いという意味合いの記載が分かり易く適切ではないか。
- ・局部測定自体をした方が良く、その方法としてサーベイメータでも良いというように読める文章に 改めることが望ましいと考えられ、その方向で記載する必要がある。 その方向で修正する。
- ・解説 4-8 内部被ばくによる線量の測定は,検討会で再確認した結果、記載文章を再検討することとするに修正する必要がある。なお,「(3)空気中放射性物質濃度からの計算法」は不要である。

記載文章の表現は見直すが、3つの測定方法は記載しておくこととする。

・どこが基本部位の10倍なのか記載する必要があるとのご意見については、そのとおりと思うので 担当委員で検討する必要があるのではないか。

「受ける線量が基本部位」のとは,男性では体幹部、女性であれば腹部という理解であり,それについては特に詳しく記載する必要は無いと考える。

・4.2.1 測定対象者に記載の「摂取するおそれのある場所に立ち入る者について行う」については , 検討会で確認し回答するとした。

体内に摂取するおそれのある場所に立ち入る者全員と考えており,体表面測定で汚染された者に対して対象となる。ここの記載は測定対象者であるため,従事者全員であり誤解されるため,また書き以降の記載は削除する

・解説 4-4 個人線量計の説明で「CR-39 等の絶縁性固体を検出素子・・」について,ご意見の主旨を確認したい。ただ単に絶縁性という表現が不要であるならば削除すれば良いのではないか。

(参考であるが CR-39 は商品名である)

ご意見を言われた委員に主旨を確認し、メールで回答することとする。

・3.1.3 特殊モニタリング 解説 3-3 で線量計の名称を追加するのであれば,解説 3-2,5.3.1 外部 被ばくの(2)評価値の扱い,解説 5-3 も同様に反映する必要がある。

抜けているので対象箇所を追記する。

・今回の分科会で多くの意見を頂いたが、検討会委員から分科会に出席される委員に対し事前に情報 提供しておく必要がある。検討会の各委員に配慮願いたい。

事前に情報提供するようにする。

(4)個人線量モニタリング指針改定(案)の検討

資料 17-5 に基づき , 4 . 測定法以降について各担当委員より説明がなされ改定案を検討した。 【4.2 内部被ばくによる線量の測定】

本日の分科会におけるご意見を踏まえ、改定案の全体共通的事項として,解説 4-6,4-8 等に記載の「…による」を削除するとともに「立ち入る者」を従事者に変更する。

(主な質疑、コメントは下記のとおり)

・分科会におけるご意見であった「摂取したおそれのある」については、今日に時点では特殊モニタリングに入れておくこととする。

次回に検討する。

・解説 4-8 に対してご意見のあった局部測定,測定体制(移動可能な WBC...)については,後日文章 化を検討する。

次回に検討する。

・4.2.2 測定頻度の(1)日常モタリングのの次に(行政機関の立入検査等に対応可能とする為)「 ー 時立入者」を追加する必要がある。

追加する方向で検討する。

・解説 4-9 の 「環境中」という表現について再検討する。

次回に検討する。

•「4.2.5 内部被ばくの線量測定...」については,線量を削除する。

次回に確認する。

・解説 4-10 の文中の「用いるのが良い」について , 語尾を「望ましい」に修正する方が適切である。 そのように修正する。

【5.評価】

(主な質疑、コメントは下記のとおり)

・特に無し

【5.3 評価頻度及び数値の取扱い】

(主な質疑、コメントは下記のとおり)

・本日の検討を踏まえ,他章との正誤化のため,(1)評価頻度の 及び に記載の「従事者」という 記載を削除する。

次回確認する。

・(2)評価値の取扱い及び解説 5-3 に「光ルミネッセンス線量計」を追記する。 次回確認する。

- ・分科会委員のご意見を踏まえ,5.3.2 に記載の「従事者」という記載を削除する。 次回確認する。
- ・解説 5-3 に記載の「従来のフィルムバッジの扱いと同様に「X」等の記号で表現することとした」 については,実態に合わせて削除できないか。

2000 年頃の法令改正時に「X」の記載削除を申し入れしたことがあった。フィルムバッジとのデータの継続性の観点から、訴訟の時に立ち戻ることとなり、(今現在は使われていないが)残しておくことが適切であると思う。

(5)次回の分科会に向けて

次回の分科会は,11月14日に開催される予定である。

10月中に1度検討会を開催し、最終的な改定案の確認を行い、この結果を踏まえて分科会に中間報告する。なお、次回検討会の進捗状況によっては、別途関係委員による作業会を開催する。分科会委員からのご意見・コメント整理表については、副主査が確認した後に検討会委員に送付する。

各担当委員は,ご意見等に対する本日の検討結果を踏まえ,対応案の再検討と回答案を作成(ご意見・コメント整理表に反映)し、改定前後比較表の見直し版と共に,次回の検討会までに事務局に提出する。

(6) その他

次回の開催日時は,10月8日(水)9:30~とし,放射線モニタリング指針検討会(午後)と同日開催することとした。

また,事務局より,今後の指針改定案の分科会、規格委員会への上程に関する該当規約及び書面投票 等の手続を参考に説明した。

以上